

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道登別市新栄町1番地39  
氏 名 登別クリーンサービス株式会社 代表取締役 大野 宇樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成30年10月13日  
許可の有効年月日 平成35年10月12日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん。  
以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。  
また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるものを含む。  
積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
\*\*\*\*\*

3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

4. 許可の更新又は変更の状況

(昭和63年10月13日 新規許可)  
平成5年10月13日 許可の更新  
平成10年10月13日 更新時変更許可(汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、ばいじんの追加。)  
平成15年10月13日 許可の更新  
平成20年10月13日 許可の更新  
平成25年10月13日 許可の更新  
平成30年10月13日 更新時変更許可(水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるものを含む。の追加)

5. 積替え許可の有無 有・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無